

大阪大学山岳会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、大阪大学山岳会と称する。
- 第2条 本会の事務所は山岳会長の定めるところに置く。
- 第3条 本会は、登山活動を通じて会員相互の親睦を図り、大阪大学体育会山岳部（以下、山岳部という）の活動を支援することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の4種とする。
- (1) 正会員
山岳部に所属した者、もしくは本会の目的に賛同する者で、理事会において入会を承認された者
 - (2) 学生会員
山岳部に所属する学生、および大学院生
 - (3) 特別会員
大阪大学の前身である旧制大学等の山岳部の出身者で、理事会において入会を承認された者
 - (4) 名誉会員
本会に功労があった者で、理事会において推薦され、総会において承認された者
- 第6条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、学生会員は卒業もしくは課程修了をもって正会員とする。
- 第8条 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。会員が死亡したときは、退会したものとみなす。ただし、学生会員は山岳部の退部をもって退会したものとみなす。
- 第9条 会員であって、本会の名誉をき損し又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。
- 第10条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事（会長および副会長を含む） | 若干名 |
| (4) 評議員 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 若干名 |
2. 役員は総会により選任する。
 3. 理事は互選により常務理事若干名および担当業務を定める。
 4. 監事は他の役員を兼ねることはできない。
- 第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 常務理事は常務を処理する。
5. 評議員は理事を支援して会務の運営を円滑ならしめる。
6. 監事は民法第 59 条の職務を行う。

第 13 条 役員は任期は 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第 14 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第 4 章 会 議

第 15 条 本会の会議は総会と理事会の 2 種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第 16 条 総会は会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

第 17 条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および予算の決定
 - (2) 事業報告および決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 18 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は総会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会又は会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第 19 条 会議は会長が召集する。

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2. 理事会の議長は会長がこれに当たる。

第 21 条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第 5 章 資産および会計

第 22 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生じる収入
- (5) その他の収入

第23条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第24条 本会の経費は資産をもって支弁する。

第25条 本会の収支決算は年度終了後、幹事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更および解散

第27条 この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第28条 本会の解散は理事会の発議により、会員の3分の2以上の賛成をもって行うものとする。

第7章 雑 則

第29条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 付 則

第30条 会費は通常会費と特別会費とし、正会員の通常会費は総会で定める。

2. 特別会費の徴収は、理事会においてその必要性および金額と納入方法を議決したのち、総会の議決により行う。
3. 名誉会員、特別会員、ならびに学生会員の会費は免除する。

(付 記)

- ・第2条の本会事務所は会長の定めにより以下とする。

〒562-0031 箕面市小野原東4-19-54 (平成19年7月19日～)

- ・第13条の任期については平成24年改選の役員から適用する。

昭和60年(1985年)12月4日制定
平成19年(2007年)7月19日改定
平成23年(2011年)6月16日改定